

風致地区条例第2条による許可申請の提出書類について

(※緩和を適用しない場合)

1 提出書類について

〈確認申請の提出先が区の場合〉

確認申請書の正本、副本にそれぞれ許可申請書、許可書を添付してください。

〈確認申請の提出先が指定確認検査機関の場合〉

正本（1部）： 許可申請書、委任状、面積表、案内図、配置図、平面図、
立面図（4面）、断面図（2面以上）、求積図、面積計算表

副本（1部）： 許可書、委任状、面積表、案内図、配置図、平面図、
立面図（4面）、断面図（2面以上）、求積図、面積計算表

2 注意事項について

- ・ 配置図には隣地または道路境界線から外壁面までの有効寸法もご記入ください。
- ・ 立面図には外壁および屋根の着色等（または色の記載）をお願いします。
- ・ 葛飾区風致地区条例第4条第1項第五号ただし書きの規定により、緩和を適用する場合は提出書類が異なりますので、都市計画課都市計画係にお問い合わせください。